

伊達市 農業委員会だより

農業者年金制度が一部改正になりました

vol.
8

人生100年時代ともいわれる今、将来への備えは必須です。
農業者年金は令和4年から、長期化する高齢期へ対応するために制度改正され、より加入しやすく、生活設計に応じた年金受給の仕組みへと変わります。

ポイント
1

令和4年1月1日から

35歳未満の方は、月額1万円から加入できるようになりました

今まで、保険料の納付下限額は2万円でしたが、35歳未満で、次の①～⑤のいずれにも該当しない農業者の方は、1万円から（上限6万7千円）でも通常加入できるようになりました。

- ① 認定農業者かつ青色申告者
- ② 認定就農者かつ青色申告者
- ③ ①又は②の者と家族経営協定を締結し経営に参画している配偶者又は直系卑属
- ④ 認定農業者又は青色申告者
- ⑤ ①又は②以外の農業を営む者の直系卑属で、その農業に常時従事する後継者

選択できる保険料の範囲

（千円単位で選択できます）



ポイント
2

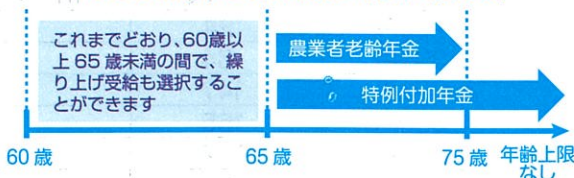
令和4年4月1日から

年金の受給開始時期の選択肢が広がります

年金の受給要件を満たした方は、年金の受給開始時期を、ご自身の判断で選択することができるようになります。昭和32年4月2日以降に生まれた方が対象です。

年金の受給開始時期

- 農業者老齢年金：65歳～75歳
- 特例付加年金：65歳以上（年齢上限なし）



ご注意ください！

一般的には、繰下げ受給に伴い運用期間が長くなることで、年金原資の充実が見込まれますが、運用成績によっては必ずしも年金額が増えるとは限りません。

マイナス運用が続いた場合には、年金原資が減少することもあり得ますのでご注意ください。

ポイント
3

令和4年5月1日から

加入可能年齢が、60歳から65歳に引き上げられます

現在、農業者年金に加入できるのは、農業に従事（年間60日以上）する方で、20歳以上60歳未満の国民年金第1号被保険者ですが、60歳以上65歳未満で国民年金に任意加入している方も農業者年金に加入できるようになり、年金原資の充実が見込めます。

国民年金の任意加入者とは

国民年金の保険料納付済期間が480月（40年）に満たない60歳以上65歳未満の方で、年金額の充実を目的として、国民年金に任意で加入している方をいいます。

令和4年度伊達市農作業賃金標準額

令和4年4月1日

伊達市農業委員会

作業区分		単位	標準額	備考
臨時雇	一般作業	1日	6,800円	水田、畑、果樹等の一般作業、1時間当り850円
	果樹の剪定	1日	11,200円	1時間当り1,400円
	摘蕾・摘花果	1日	6,800円	1時間当り850円
	柿の皮むき	1時間	850円	
	あんぼ、にら等袋つめ	1時間	850円	
	立木等伐採	1時間	1,500円	機械燃料持込
	果樹防除オペレーター	1時間	1,500円	
袋かけ もも・りんご・ぶどう		1日	6,800円	1時間当り850円（二重袋、ぶどう棚等状況に応じ調整）

1. 昼食含みません。
2. 作業時間は8時間を基準とします。
3. 労働能力（年齢・経験など）を勘案する場合は、当事者間で調整してください。
4. 最低賃金が毎年10月に見直されます。作業賃金はその額を下回る場合は最低賃金の額に読み替えてください。

作 業 区 分			単 位	標準額	備 考	
請 負 作 業	水	耕起	ロータリー耕	10 a	7,000円	
			ブラウ耕	10 a	8,000円	
	田	代かき		10 a	7,000円	植代まで
		畦ぬり		1 m	60円	
		機械による田植		10 a	7,500円	角植え別
		バインダーによる稲刈		10 a	8,000円	角植え別
		コンバイン		10 a	30,500円	乾燥調整を含む、角刈り別、運搬・結束はそれぞれ1,000円増し
		ハーベスタによる脱穀		10 a	8,200円	
		乾燥調整（もみすり）	玄米 60kg	2,000円		
		もみすり	玄米 60kg	1,000円		
	畑	耕起（ロータリー耕）	10 a	7,000円		

1. ほ場条件は、基盤整備後の平坦地の乾田を標準としています。
2. 未整理地は、作業能率などを勘案して当事者間で調整してください。
3. 請負作業単価には、消費税は含まれておりません。別途計上してください。

※この標準額は、令和4年4月1日から令和5年3月31日まで適用となります。目安としてご利用ください。

平成21年12月15日に改正農地法が施行され、標準小作料は廃止されましたが、地域における賃借料の目安として、農業委員会が農地の賃借料情報を提供することになっています。
農地の貸し借りをする場合は、下記の賃借料情報を参考に双方で協議願います。

伊達市賃借料情報

令和3年1月から12月までに締結（公告）された賃貸借における賃借料水準（10a当り／年）は、以下のとおりとなっております。

伊達市農業委員会

地域	区分	平均額	最高額	最低額	データ数	備考
伊達地域	田	7,400円	11,900円	5,100円	24	
	畑	10,000円	17,500円	5,000円	84	
梁川地域	田	7,000円	12,100円	4,000円	147	
	畑	8,300円	15,200円	4,000円	155	
保原地域	田	8,800円	13,100円	3,500円	202	
	畑	7,900円	13,100円	4,000円	238	
靈山地域	田	9,800円	14,900円	3,500円	52	
	畑	9,300円	11,000円	3,500円	8	
月舘地域	田	10,000円	16,600円	3,900円	34	
	畑	7,700円	12,700円	5,000円	20	
伊達市（全体）	田	8,300円	14,000円	3,500円	459	
	畑	8,400円	15,200円	4,000円	505	

- ※1 データ数は、集計に用いた筆数です。
- ※2 賃借料を物納支給（水稻）としている場合は、60kg当り11,210円に換算しています。
※令和3年度産米の相対取引平均価格（農水省R3年11月速報 コシヒカリ（中通り））より
- ※3 金額は算出結果を四捨五入し100円単位としています。
- ※4 実情に即した情報提供のため、区分毎に、全賃借料データの平均値の±70%を超えるものを除いています。